

消防だより

No. 42

令和5年3月1日
編集・発行 富士宮市消防本部

富士宮市YouTubeチャンネル
『消火器使ってみた』の動画はこちら



消火器の使い方



©富士宮市さくやちゃん



消火器のワンポイント・レッスン

消火器を使用して初期消火を行ったとしても、火を抑えることができれば意味がありません。そこで、**すばやく・完全に・きちんと消火**ができるように次の操作手順を学んでおきましょう！

すぐ使える場所に備えつけておきましょう！



～住宅用火災警報器の設置・維持管理と住宅用消火器の設置を～

例年、1月から3月は空気が乾燥していることや暖房器具等の火気の使用機会が増えることから住宅火災が多く発生しています。

住宅には富士宮市火災予防条例により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられていますが、住宅用の消火器については設置義務がありません。いざ火災が発生した場合、住宅用火災警報器で早期に火災の覚知をするとともに初期消火を行うことが非常に重要となります。当消防本部では条例により設置義務のある住宅用火災警報器に加え、住宅用消火器を各家庭で常備することを推奨いたします。

住宅 防火

いのちを守る

10のポイント

4つの習慣



1 寝たばこは絶対にしない、させない

2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない

3 こんろを使うときは火のそばを離れない

4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策



1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する

2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する

3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する

4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく

5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく

6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う



消防庁

Fire and Disaster Management Agency

<https://www.fdma.go.jp/>

お問合せ先

富士宮市消防本部 TEL 22 - 1199

いのちを守る
10のポイント
動画はこちら



消防だより
No.41は
こちら

